

京都市告示第624号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条の規定に基づき、建築基準法第42条第2項に規定する道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

また、これにより、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路（昭和25年12月8日指定 京都府告示第820号）の指定を取り消しましたので、併せて告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月19日

京都市長 門川大作

1 承認事項

番号	年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	申請者
第6031号	令和 3.3.19	メートル 4.00	メートル 46.370	京都市下京区観喜寺町8番1 1, 8番20, 8番21, 8番 40及び8番41の各一部	エスリード株 式会社 代表 取締役 荒牧 杉夫

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)